

(3) 低所得者への配慮（補足給付）の 在り方

特定入所者介護サービス費（補足給付）

○ 低所得者が介護保険施設や短期入所を利用される際の食費や居住費（滞在費）の負担を軽減するため、所得に応じて設定された負担限度額を超える費用について、特定入所者介護（介護予防）サービス費（補足給付）を支給するもの。平成17年10月に施行。

○ 給付対象者は、次の通り。

第1段階：生活保護受給者、老齢福祉年金受給者など

第2段階：年収80万円以下の基礎年金受給者など

第3段階：市町村民税世帯非課税者など（第1，2段階の対象者を除く）

○ 給付対象サービスは、次の通り。

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

短期入所（短期入所生活介護、短期入所療養介護）

○ 給付費の推移は、次の通り。

（億円）

	H17(5か月分)	H18	H19	H20
給付費	848.1	2,132.4	2,261.5	2,396.8
伸び率	—	+4.77%	+6.05%	+5.98%

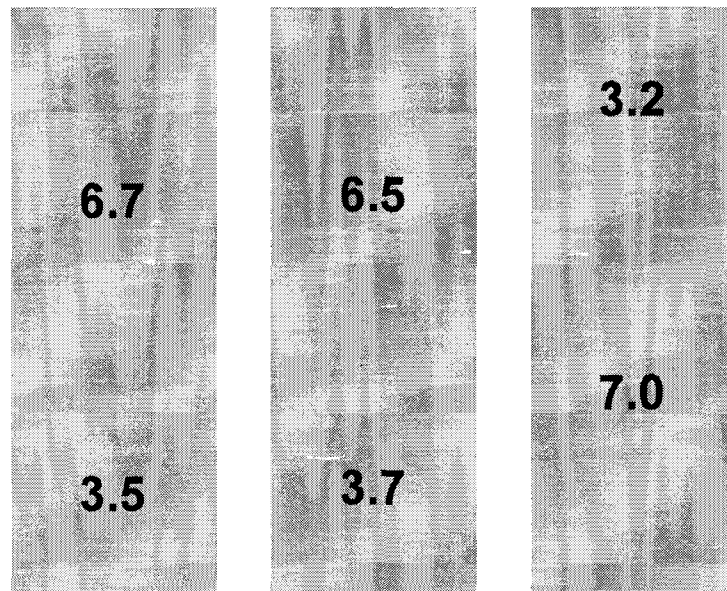
利用者の負担額

○ 食費及び居住費の利用者負担合計額を見ると、ユニット型個室について、特に所得第3段階の方の負担が重くなっている。

1. 食費及び居住費の合計負担額

ユニット型個室

基準費用額月10.2万円



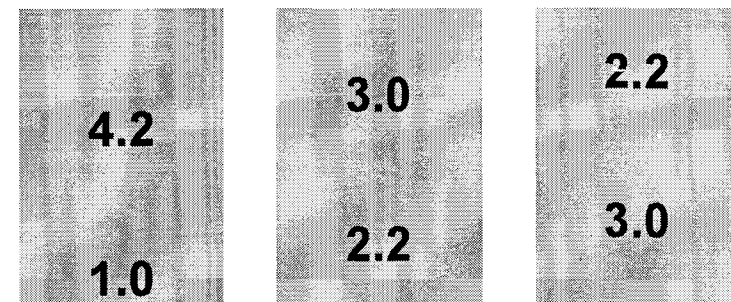
1段階

2段階

3段階

多床室

基準費用額月5.2万円



1段階

2段階

3段階

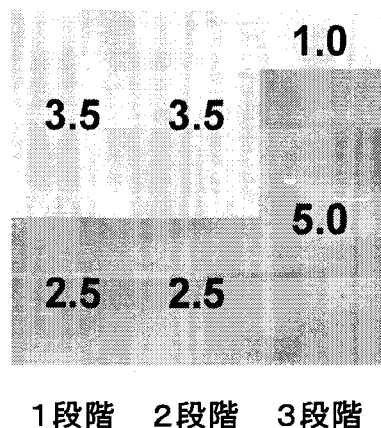
■ 補足給付支給額 ■ 負担限度額

2. 食費及び居住費の個別の負担額

(1) 居住費

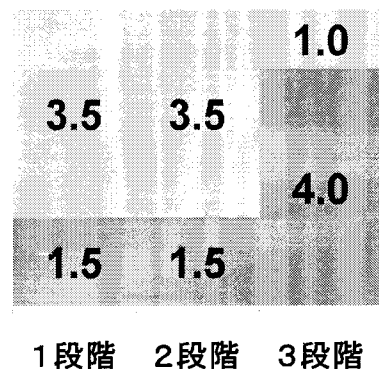
ユニット型個室

基準費用額月6万円



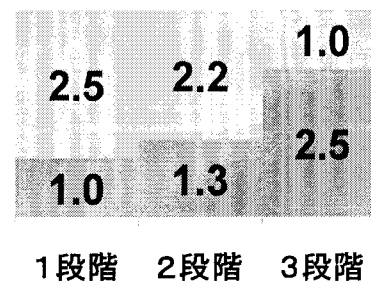
ユニット型準個室 老健等の従来型個室

基準費用額月5万円



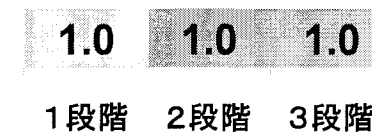
特養の従来型個室

基準費用額月3.5万円



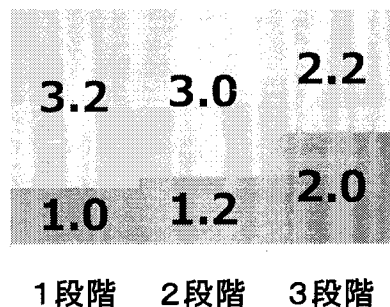
多床室

基準費用額月1万円



(2) 食費

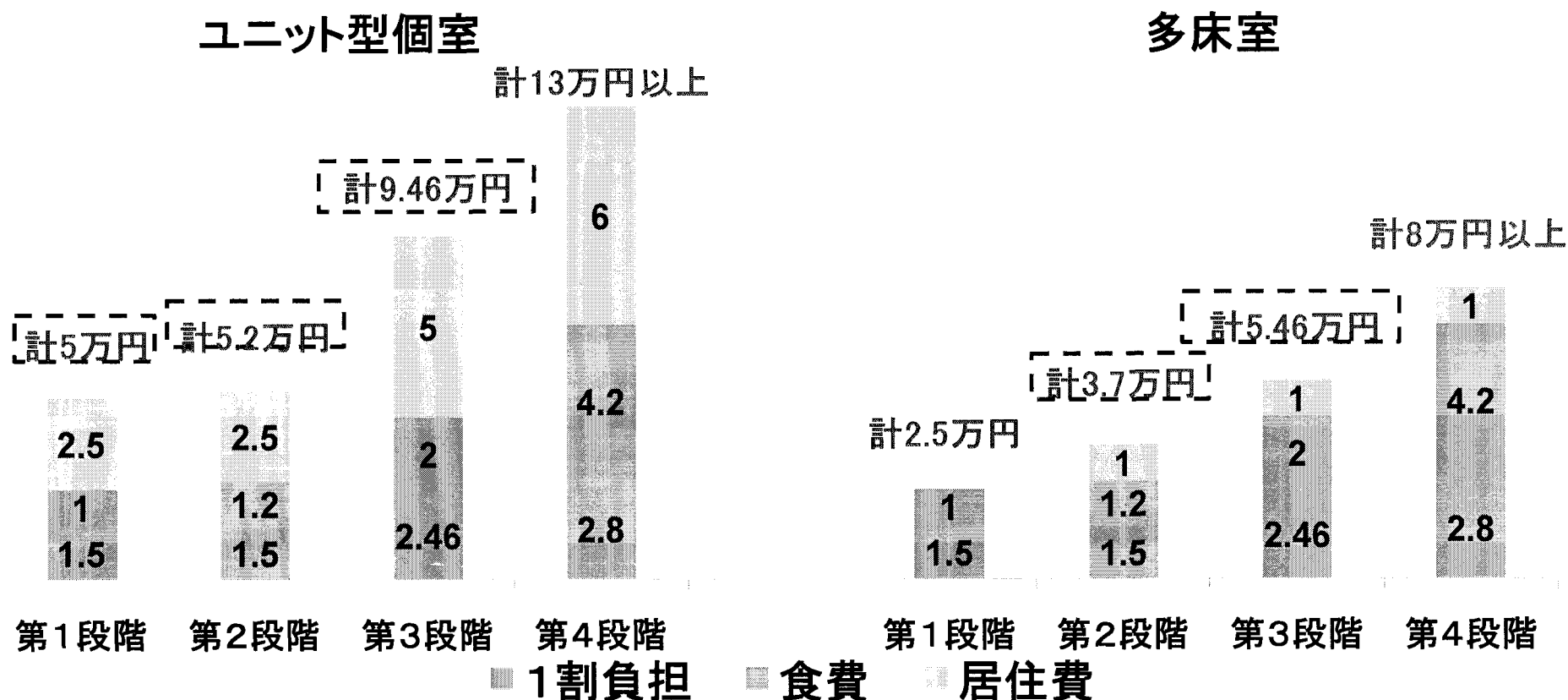
基準費用額4.2万円



- 補足給付支給額
- 負担限度額

介護保険施設における負担額

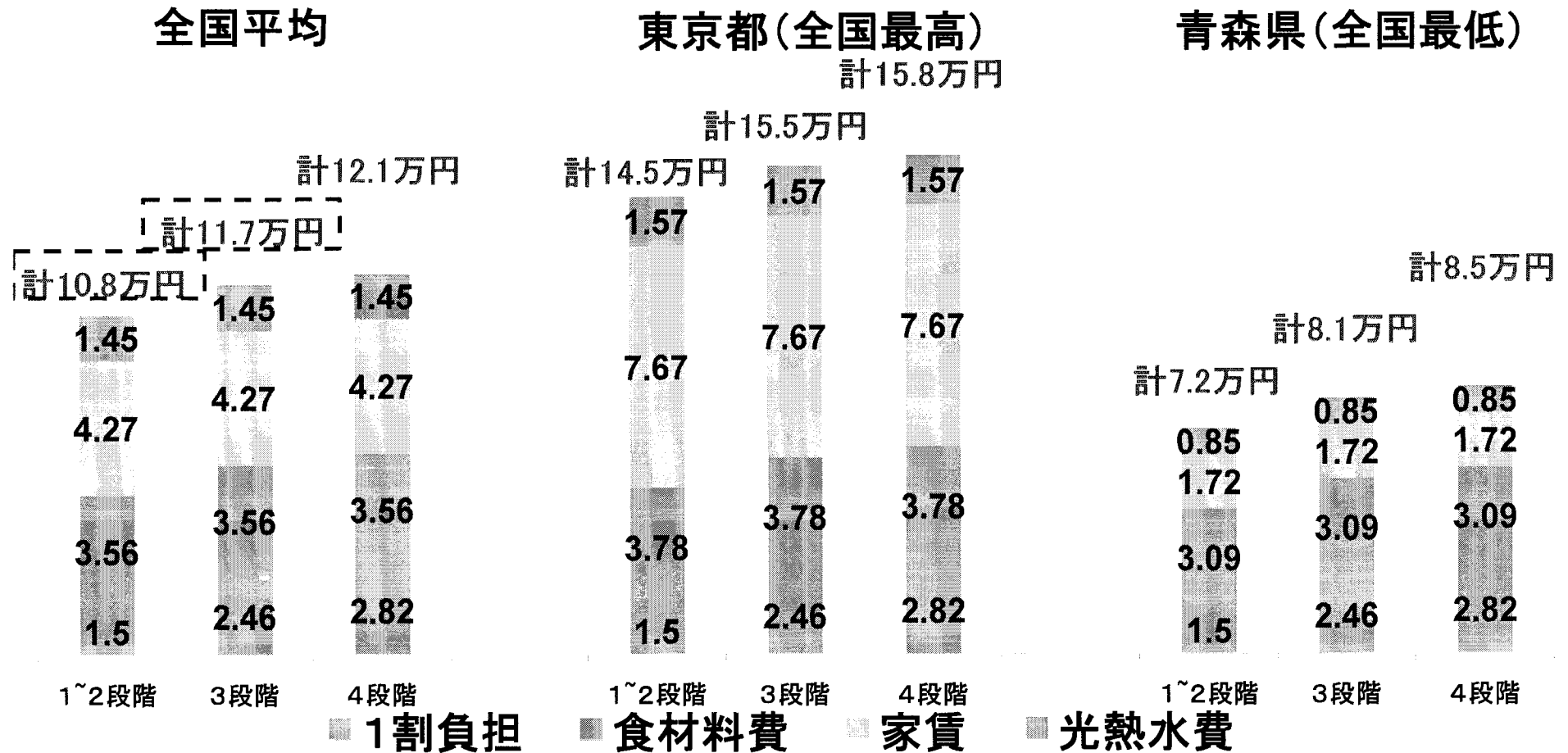
- 1割負担を加えた入所にかかる費用の合計額で見ても、特に所得第3段階の方の負担が重くなっている。



- * 1割負担は、第1~3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階は特養の平均的な利用者負担額。
- * 食費、居住費は、第1~3段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の負担限度額、第4段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の基準費用額。
- * 実際に施設を利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

グループホームにおける負担額

- グループホームにおいては、所得に関わらず、一定の食材料費と家賃、光熱水費を支払う必要があるため、低所得者にとって負担が重くなっている。
- グループホームの負担額は、地域によって大きな差がある。



- * 1割負担は、第1~3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階はGHの平均的な利用者負担額。
- * 食材料費、家賃、光熱水費は、認知症・虐待防止対策推進室による全国調査(H21.10)の結果より。
- * 実際にGHを利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

補足給付に関する指摘事項の概要

- NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」(H22.4.26)
 - ・ グループホームを低所得者層が利用できる価格設定に。

- 近畿市長会(H22.5.20)
 - ・ 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)を利用する低所得者への負担軽減措置を講じること。

- 大阪府福祉部高齢介護室「高齢者施策の推進に係る提言」(平成22年5月)
 - ・ 施設利用に係る補足給付については、介護保険制度の枠外で所得保障政策の一環として位置づけ、事業所の制度利用を義務付けるとともに、給付対象、給付額を拡大する。
特に認知症高齢者グループホームについては、早急に給付対象とする。

- 「地域包括ケア研究会報告書」(平成22年3月)
 - ・ 現在施設に限定されている補足給付を公費による別制度として、対象をグループホームや一定の高齢者専用賃貸住宅にも拡大して居住費に関する所得保障の仕組みを再編拡充すべきではないか。ただし、補足給付に替わる公費による制度の財源確保の見込みなく補足給付を廃止するべきではない。また、仮に、現行の補足給付を維持する場合でも、資産要件などを導入してより公平な制度にすべきとの意見もあった。

補足給付に関する論点

- 1 居住費に係る利用者負担が重いユニット型個室入所者の負担軽減についてどう考えるか。
- 2 現在補足給付の対象となっていないグループホーム入所者への家賃助成についてどう考えるか。
- 3 補足給付について、公平な制度とする観点から、その必要性を厳密に確認する方法を検討すべきではないか。